

軽度者に係る福祉用具貸与の確認書の提出について

「軽度者に係る福祉用具貸与申出書兼確認書（以下、「確認書」とする。）」の提出について、以下の点に御留意いただき、必要に応じて自己点検をお願いいたします。

○「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱い」により、認定期間を延長した場合の確認書の提出について

臨時的取扱いにより認定期間を延長した者については、確認書の提出は不要としていますが、下表の例②及び③の場合は、従来どおり提出が必要となりますので、御留意ください。

なお、下表例①の場合においても、サービス担当者会議等で用具貸与の必要性について検討・記録し、支援経過記録にも新型コロナウイルス特例措置による旨を記載してください。

	更新前	更新後	確認書
例①	「特殊寝台及び付属品」を貸与	「特殊寝台及び付属品」を継続して貸与	不要
例②	「特殊寝台及び付属品」を貸与	「特殊寝台及び付属品」に追加して「床ずれ防止用具」の貸与を開始	必要
例③	利用なし	特殊寝台の貸与を開始	必要

○申出書兼確認書の提出について

- ① サービスを開始後、確認書の提出前に本人が死亡した場合
→亡くなる前までの利用分について保険給付の対象とするためには、死亡後であっても確認書の提出は必要です。
- ② 介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合
→付属品のみの貸与であっても、保険給付を受けるためには確認書の提出が必要です。
- ③ 自己作成の場合
→自己作成の場合でも、例外給付の対象品目の用具貸与をする場合は、確認書の提出が必要です。
- ④ 追加で新たな用具貸与を開始した場合
→確認書の承認は、「認定有効期間」ごと、「貸与品目」ごとに有効となります。
したがって、貸与品目の追加、変更等があれば、それに応じた確認書の提出が必要です。

○参考様式の作成について

医師の医学的所見の確認書類として、「主治医意見書」、「医師の診断書等」又は「居宅（介護予防）サービス計画書」の提出を求めています。

その中で、「医師の診断書等」について、適正かつ円滑な確認申請業務の遂行のため、「医療機関への依頼文書」及び「診療情報提供書」の2種類の参考様式を作成しました。市ホームページ及びとまこまい医療介護連携センターホームページに様式を掲載しますので、必要に応じて御活用ください。